

特定計量器(はかり)の定期検査 5 月実施予定分を延期します。

令和2年5月11日(月)～5月21日(木)に綾川町、三木町、直島町で実施を予定していた計量法の規定に基づく特定計量器(はかり)の定期検査については、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、延期することとします。

なお、延期後の日程については、後日、改めてお知らせします。

また、6月以降の定期検査実施予定分については、現時点では実施することとしていますが、新型コロナウイルス感染の拡大状況を踏まえ、延期等を行う場合は、計量検定所ホームページに掲載する他、各市町を通じてお知らせします。

記

<延期する定期検査(5月実施予定分)>

検査区域	検査期日	検査場所	検査時間
綾川町	令和2年5月11日(月)	綾川町役場綾上支所	10:00～15:00
	令和2年5月12日(火)	綾川町役場	10:00～15:00
	令和2年5月13日(水)	綾川町役場	10:00～15:00
	令和2年5月14日(木)	綾川町役場	10:00～15:00
三木町	令和2年5月18日(月)	三木町農村環境改善センター	10:00～15:00
	令和2年5月19日(火)	三木町農村環境改善センター	10:00～15:00
直島町	令和2年5月21日(木)	直島町浄化センター	11:20～13:50

<6月以降の実施予定分>

小豆島町、土庄町 : 令和2年6月
まんのう町、多度津町、琴平町、宇多津町 : 令和2年10月
さぬき市 : 令和2年10～11月
東かがわ市 : 令和2年11月

※特定計量器(はかり)の定期検査とは、事業所で取引等に使用するはかりについて、計量法の規定に基づき、県等が実施する2年毎の定期検査の受検を義務づけている制度です。